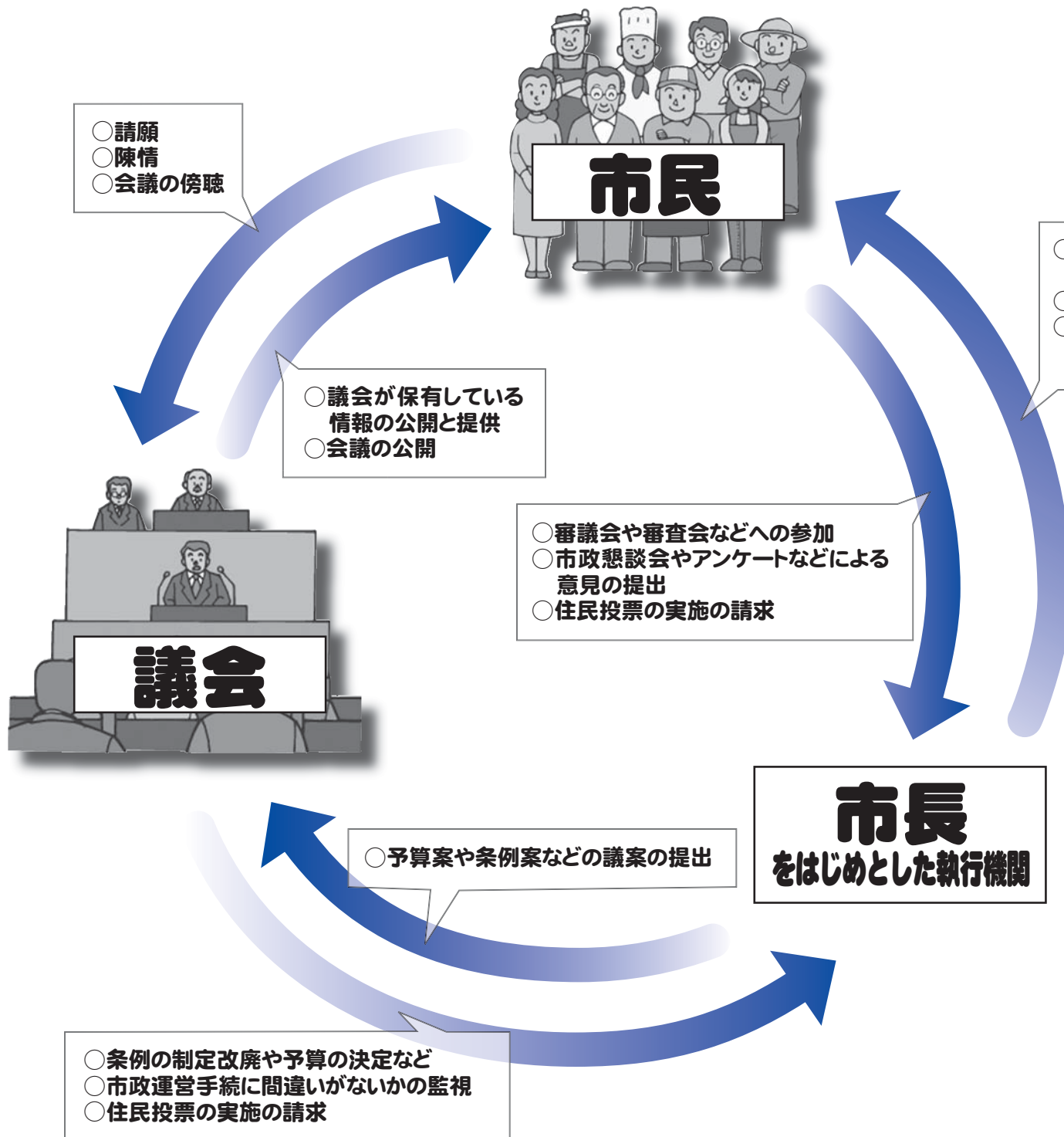


## ● 市政運営の根本的なきまり（原則）

- ① 市民、議会および市長をはじめとした執行機関が市政に関する情報を共有すること
- ② 市民が等しく市政に参加することができるようにすること
- ③ 市民、議会および市長をはじめとした執行機関が連携して市政に取り組むこと など

こうしたきまり（原則）に基づいた市政運営の概要を図にすると次のようになります。



# 輪島市自治基本条例



## 未来を築く輪島市の自治と住民参加

### 市政運営のルールができました。

輪島市では、市民の皆さまの意思に基づいた市政を展開していくため、市政懇談会の開催、市民アンケートの実施、ホームページ上での意見募集等を行っております。

この度、市民の皆さまの声を市政により的確に反映させるために、市政運営のルールをつくりました。そのルールには、これまで取り組んできた手法に、新たに「住民投票制度」を加え、その内容をもっと充実しました。

そのルールが、平成19年12月14日に輪島市議会で可決・成立した「輪島市自治基本条例」です。今年4月1日から施行されます。

**「住民投票」は、市を二分するような極めて重要な問題が発生した場合に、直接、市民の皆さまの意思を確認するために行われるものです。**

住民投票を行うまでには、次の手続が必要になります。

- ① 「住民投票請求代表者証明書」の交付申請  
住民投票の実施を請求しようとする人は、その請求の要旨を記載した書面を添えて、「住民投票請求代表者証明書」の交付申請を市長に対して行います。
- ② 署名活動  
市長から代表者証明書の交付が行われたら、20歳以上の住民（外国人を除きます。）の6分の1以上の署名が必要となりますので、代表者が中心となって、1か月以内に署名活動を行います。
- ③ 住民投票の実施の請求  
必要とされる署名が集まったら、代表者は、その署名簿を選挙管理委員会に提出し、審査を受けます。問題がなければ、代表者は、その署名簿を添えて、市長に対し住民投票の実施を請求します。
- ④ 住民投票の実施  
選挙と同じように住民投票を行います。

● 輪島市自治基本条例に関する問い合わせ先  
☎ 総務課 ☎ 23-1111